

水道料金支払請求事件の一審判決に対する控訴について

【一審訴訟判決】(R5年8月18日)

原告：飯山市、 被告：大和工機柵（奈良県）

請求：被告は、原告に対し、4万8780円を支払え

(R3年1月～3月の使用量213m³、48,680円 + 督促料100円)

判決主文： ①「原告の請求を棄却する」、②「訴訟費用は、原告の負担とする」

【控訴手続き】(R5年9月4日に奈良地方裁判所へ書類を郵送)

<経緯>

- (1)令和3年4月、大和工機柵（奈良県）から、従業員用に借り上げていたマンションの水道料金（令和3年1月～3月分）の請求額が高額であり、請求に応じられない旨の連絡（架電）を市上下水道課が受けた。
- (2)市は、漏水が無いことを確認し料金の減免対象にならないことを伝えたところ、大和工機柵から量水器の計測異常を訴える申し出があり、話し合いの結果、量水器の検査（器差試験）を行い、結果が正常であれば支払って頂くこととなった。
- (3)量水器を取り外し、量水器メーカーによる器差試験を実施した結果、量水器に異常が無かったため、大和工機柵に報告し料金の請求を再開したところ、「本件の量水器は、流れる水の速度を測定し水量を推定する装置で、ストレーナー部分が枯れ葉やゴミ等で目詰まりを起こすと水流が速くなり、実際より多い使用水量を表示してしまう可能性がある」と主張。
【市が量水器を取り外した際に、ゴミ等による目詰まりはなかったことを確認済み】
- (4)市は、督促状、催告書の発送、差押の予告を通知したが、なお支払いがないことから、令和5年2月、奈良簡易裁判所へ支払督促の申立てを行った。
- (5)申立てに対し、大和工機柵が督促異議申立てを行ったため、令和5年3月に、原告を飯山市、被告を大和工機柵とし、被告に4万8780円（内100円は督促手数料）の支払いを求める通常訴訟（奈良簡易裁判所）に移行した。
- (6)訴訟の結果、8月18日付けで①「原告の請求を棄却する」、②「訴訟費用は、原告の負担とする」、とする判決が下された。

<裁判所の判断>

- ・使用水量は、利用者の生活状況に照らすと、通常は考え難いもの。（趣旨要約）
- ・使用水量の正確性の検査は、量水器を取り外さないまま、水道の蛇口から一定量の水を流し、量水器の指針がその水量を示すか検査すべきであり、量水器を取り外したうえでの検査の結果、量水器に異常が無いことが確認されても、使用水量が正確に計測されたものとは必ずしもいえない。
- ・ストレーナーにゴミ等の混入は確認されなかったとの市の主張については、取り外し直後の量水器内部の写真が提出されていないことから、混入していた可能性は否定できない。

<控訴理由>

- ・量水器は8年に一度計量法により交換されて正確性が担保されており、更に器差試験により当該量水器は正常であることが判明していること。
- ・水道管にゴミが混入すること自体可能性が限りなく低いこと。事実、当該量水器の取り外しは市職員3人で行い、その際ストレーナーにゴミが付着（混入）していないことを確認しており、取り外し直後の状況写真も提出していること。
- ・量水器に異常は無く、量水器に基づき水道料金を徴収することの信頼性が損なわれる。